1.55 独立行政法人中小企業基盤整備機構
1.56 独立行政法人勤労者退職金共済機構
1.57 日本私立学校振興・共済事業団
1.58 国立研究開発法人理化学研究所（注釈3b）
1.59 四国旅客鉄道株式会社（注釈3a及びg）
1.60 東京地下鉄株式会社（注釈3a）
1.61 独立行政法人都市再生機構
1.62 独立行政法人福祉医療機構
1.63 西日本高速道路株式会社

2 B群

2.1 国立研究開発法人建築研究所
2.2 独立行政法人航空大学校
2.3 独立行政法人農林水産消費安全技術センター
2.4 国立研究開発法人森林総合研究所
2.5 大学共同利用機関法人
2.6 国立研究開発法人水産研究・教育機構
2.7 全国健康保険協会
2.8 国立研究開発法人国際農林水産業研究センター
2.9 独立行政法人造幣局
2.10 独立行政法人労働者健康安全機構
2.11 日本年金機構
2.12 独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構
2.13 独立行政法人海技教育機構
2.14 独立行政法人自動車技術総合機構
2.15 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構
2.16 独立行政法人国立公文書館
2.17 国立研究開発法人国立がん研究センター
2.18 国立研究開発法人国立成育医療研究センター
2.19 国立研究開発法人国立長寿医療研究センター
2.20 国立研究開発法人国立国際医療研究センター
2.21 独立行政法人工業所有権情報・研修館
2.22 独立行政法人教員研修センター
2.23 独立行政法人大学入試センター
2.24 国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター
2.25 国立研究開発法人国立循環器病研究センター
2.26 独立行政法人国立病院機構
2.27 国立研究開発法人国立環境研究所
2.28 国立研究開発法人物質・材料研究機構
2.29 国立研究開発法人産業技術総合研究所
2.30 国立研究開発法人情報通信研究機構
2.31 国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所
2.32 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所
2.33 独立行政法人国立高等専門学校機構
2.34 独立行政法人製品評価技術基盤機構
2.35 独立行政法人国立文化財機構
2.36 国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構
2.37 国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所（注釈3h）
2.38 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構
2.39 独立行政法人国立青少年教育振興機構
2.40 独立行政法人家畜改良センター
2.41 独立行政法人国立美術館
2.42 独立行政法人国立科学博物館
2.43 独立行政法人国立印刷局
2.44 国立研究開発法人防災科学技術研究所
2.45 独立行政法人酒類総合研究所
2.46 独立行政法人統計センター
2.47 国立大学法人
2.48 独立行政法人国立女性教育会館
2.49 独立行政法人日本貿易保険
2.50 国立研究開発法人土木研究所
2.51 独立行政法人経済産業研究所

○外務省告示第三十六号

平成十三年外務省告示第三百三十二号及び平成二十九年外務省告示第十一号を含む関連の告示に関し、国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号、第千九百八十八号、第千九百八十九号及び第二千二百五十三号に基づき設立された各理事会委員会が平成二十八年十二月二十三日に行った決定等に基づき、同理事会決議第千二百六十七号4（b）、第千三百三十三号8（c）、第千三百九十号2（a）、第千九百八十八号1（a）、第千九百八十九号1（a）、第二千二百五十三号2（a）及び第二千二百五十五号1（a）に定められた措置の対象となる個人及び団体の一部を別表のとおり改正する。

平成二十九年一月二十七日

外務大臣　岸田　文雄

別表の11．を次のように改める。

（別表）

次のように改める。

【タリバーンと関係を有する個人】

11．アフタール・モハンマド・マンスール・シャフ・モハンメド（別名：(a)アフタール・モハンマド・マンスール・カーン・ムハンマド(b)アフタール・ムハンマド・マンスール・モハンマド・マンスール(d)ナーイブ・イマーム）

AKHTAR MOHAMMAD MANSOUR SHAH MOHAMMED (a.k.a.: (a)Akhtar Mohammad Mansour Khan Muhammad (b)Akhtar Muhammad Mansoor (c)Akhtar Mohammad Mansoor (d)Naib Imam)

称号：(a)Maulavi（マウラヴィ）(b)Mullah（ムラー）

役職（タリバーン統治下）：Minister of Civil Aviation and Transportation（航空・運輸大臣）

○外務省告示第三十四号

エルサルバドル共和国政府は、平成十七年七月八日にウィーンで採択された「核物質の防護に関する条約の改正」の批准書を平成二十八年十二月二十日に国際原子力機関事務局長に寄託した。

よって、同改正は、同条約第二十条2の規程に従い、同日にエルサルバドル共和国について効力を生じた。

（平成二十九年一月五日付け国際原子力機関事務局長書簡）

平成二十九年一月二十七日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第三十五号

平成二十九年一月十六日にハノイで、ベトナム社会主義共和国政府に対する贈与に関する次の概要の書簡の交換がベトナム社会主義共和国政府との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　経済社会開発に係る計画等を実施するために必要な両政府の関係当局で合意する生産物及び役務の購入

2　贈与額　三億円

3　署名者

日本側　梅田邦夫在ベトナム大使

ベトナム側　レー・クイ・ヴオン公安副大臣

平成二十九年一月二十七日

外務大臣　岸田　文雄